

警視庁生活安全部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付)  
警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センター所長  
各管区警察局広域調整担当部長

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警察庁丁情対発第195号  
平成31年3月19日  
警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長

サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー制度運用要綱の策定について(通達)  
サイバー空間の脅威が増大・深刻化する中、警察のサイバー犯罪対処能力向上等を図る上での民間事業者等の知見活用に関しては、「サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー制度運用要綱の策定について(通達)」(平成26年2月7日付け警察庁情対発第55号、以下「旧通達」という。)により指示してきたところであるが、情報通信技術の高度化等に伴い、民間事業者等の知見を活用することの必要性が一層高まっており、改めて、サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー制度運用要綱を別添のとおり示すこととしたので、各都道府県警察においては、サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー制度の積極的な導入・継続に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

(別添)

## サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー制度運用要綱

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー制度の運用について必要な事項を定め、もってサイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー制度を適正かつ円滑に運用することにより、捜査幹部及び捜査員のサイバー犯罪対処能力の向上等を図ることを目的とする。

(運用方針)

第2条 サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー制度の運用方針は、次のとおりとする。

- (1) 捜査員一般のサイバー犯罪捜査に係る知識の底上げに努めること。
- (2) サイバー犯罪捜査の中核を担うハイレベルの捜査員の育成に努めること。
- (3) 警察職員が最新の知識を保持するように努めること。
- (4) 犯罪捜査及び犯罪対策の観点から実務に役立つ知識を幅広く提供するよう努めること。

(任務)

第3条 サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーの任務は以下のとおりとする。

- (1) サイバー犯罪捜査及び対策に係る必要な知識、技術に関する助言
- (2) サイバー犯罪捜査及び対策に関する捜査員等への講演等の実施
- (3) サイバー犯罪捜査及び対策に係る執務資料等の内容に関する助言
- (4) 最新の情報通信技術等に関する情報提供
- (5) その他警察本部長の特命事項

### 第2章 任命等

(任命)

第4条 警察本部長は、次に掲げる要件を満たしている者からサイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーを任命する。

- (1) 情報通信企業の職員や大学教授等、情報通信技術に関し高度かつ最新の知識を有する者
- (2) サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーとしての業務を遂行し得るに足る体力、人格及び教養を有し、かつ、当該業務に熱意があること。
- (3) 企業等の被雇用者であるときには、雇用者等からの承認を得られる者

2 前項の規定による任命は辞令書を交付して行う。

(任期)

第5条 サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーの任期は原則1年とし、任期満了ごとに、契約の更新を検討する。

### 第3章 遵守事項等

(遵守事項)

第6条 サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーの遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務に関して知り得た秘密を漏らしてはいけない。その職を退いた後も同様とする。
- (2) サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーとしての業務中には、自らの利益を追求することを目的とした営業行為又は類似行為を行ってはならない。
- (3) その他サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーとしての信用を傷つけ、不名誉となるような行為を行ってはならない。

(業務報告)

第7条 サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーは、勤務結果をサイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー勤務報告書により警察本部長に提出するものとする。

(担当部署)

第8条 サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーに関する業務は、警察本部サイバー犯罪対策担当課において処理する。

### 第4章 その他

(報酬等)

第9条 サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーに報酬等を支給する。